

○経済産業省令第 号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号ロの規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(密接な関係)</p> <p>第二条 「略」</p>	<p>(密接な関係)</p> <p>第二条 「略」</p>

一・二 「略」

三 共同して設立した組合（長期にわたり存続
することが見込まれるものであつて、当該組
合の組合契約書において次に掲げる事項を定
めている場合に限る。）の組合員である者が
維持し、及び運用する非電気事業用電気工作
物（電気事業者による再生可能エネルギー電
気の調達に関する特別措置法（平成二十三年
法律第百八号）第二条第三項に規定する再生
可能エネルギー発電設備（同条第五項に規定
する認定発電設備を除く。）その他原油、石
油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれ
らから製造される製品以外のエネルギー源を

一・二 「略」

「新設」

電氣に変換する設備及びその附属設備であつて、当該組合の組合員の需要に応ずるための専用の設備として新たに設置するものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。

イ 非電氣事業用電氣工作物の発電に係る電氣の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

ロ 電氣計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

第三条 「略」

一・二 「略」

第三条 「略」

一・二 「略」

三 共同して設立した組合（長期にわたり存続

することが見込まれるものであつて、当該組

合の組合契約書において次に掲げる事項を定

めている場合に限る。）の組合員である者の

需要

イ 非電気事業用電気工作物の発電に係る電

気の供給に係る料金（当該料金の額の算出

方法を含む。）

ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その

他の工事に関する費用の負担に関する事項

2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のい

ずれかに該当するものとする。ただし、前項第

三号に掲げる需要に該当する場合にあつては、

〔新設〕

2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のい

ずれかに該当するものとする。

第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

3
〔略〕

3
〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。